

別 紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 5 章 果樹等及び立竹木 第 2 節 立竹木 (分収林契約に係る費用負担者及び土地所有者の分収期待権の評価) 127 分収林契約に係る費用負担者及び土地所有者が有する分収期待権（分収林契約に基づき、造林に係る立木を伐採し、又は譲渡した場合において、費用負担者又は土地の所有者が取得するものとされているその伐採又は譲渡による利益を受けるべき権利をいう。）の価額は、113((森林の主要樹種の立木の評価))又は 123((保安林等の立木の評価))の定めにより評価したその分収林契約に基づき造林された立木の価額に、それぞれ、これらの者の分収割合を乗じて計算した金額によって評価する。 (注) 費用負担者及び土地所有者の有する分収期待権の価額の評価の基となる立木の価額の評価については、<u>相続税法第 26 条((立木の評価))</u>の規定を適用するものとする。 第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価単位) 168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その<u>1 株又は 1 個</u>ごとに評価する。 (1) 上場株式（証券取引所（証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 14 項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式をいう。以下同じ。） (2)～(7) （省略）	第 5 章 果樹等及び立竹木 第 2 節 立竹木 (分収林契約に係る費用負担者及び土地所有者の分収期待権の評価) 127 分収林契約に係る費用負担者及び土地所有者が有する分収期待権（分収林契約に基づき、造林に係る立木を伐採し、又は譲渡した場合において、費用負担者又は土地の所有者が取得するものとされているその伐採又は譲渡による利益を受けるべき権利をいう。）の価額は、113((森林の主要樹種の立木の評価))又は 123((保安林等の立木の評価))の定めにより評価したその分収林契約に基づき造林された立木の価額に、それぞれ、これらの者の分収割合を乗じて計算した金額によって評価する。 (注) 費用負担者及び土地所有者の有する分収期待権の価額の評価の基となる立木の価額の評価については、<u>相続税法第 26 条の 2 ((立木の評価))</u>の規定を適用するものとする。 第 8 章 その他の財産 第 1 節 株式及び出資 (評価単位) 168 株式及び株式に関する権利の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、次に掲げる区分に従い、その<u>1 株</u>ごとに評価する。 (1) 上場株式（証券取引所に上場されている株式をいう。以下同じ。） (2)～(7) （同左）

改正後	改正前
(8) <u>ストックオプション（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 280 条の 19 に規定する新株予約権が無償で付与されたものをいう。ただし、その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるものに限る。）</u> （上場株式の評価） 169 上場株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) (2)に該当しない上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所（<u>国内の 2 以上の証券取引所に上場されている株式については、納税義務者が選択した証券取引所とする。(2)において同じ。</u>）の公表する課税時期の最終価格によって評価する。ただし、その最終価格が課税時期の属する月以前 3 か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（以下「最終価格の月平均額」という。）のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価する。 (2) （省略） （評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算） 183 180((類似業種比準価額))の評価会社の「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、それぞれ次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、直前期末における資本金額、法人税法第 2 条((定義))第 17 号に規定する資本積立金額及び同条第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額（<u>法人税申告書別表五（一）「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」</u>の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した	（上場株式の評価） 169 上場株式の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) (2)に該当しない上場株式の価額は、その株式が上場されている証券取引所（<u>2 以上の証券取引所に上場されている株式については、原則として、その株式の発行会社の本店の所在地のもよりの証券取引所とする。ただし、納税義務者が納税地のもよりの証券取引所を選んだときは、その証券取引所によることも差し支えない。(2)において同じ。</u>）の公表する課税時期の最終価格によって評価する。ただし、その最終価格が課税時期の属する月以前 3 か月間の毎日の最終価格の各月ごとの平均額（以下「最終価格の月平均額」という。）のうち最も低い価額を超える場合には、その最も低い価額によって評価する。 (2) （同左） （評価会社の 1 株当たりの配当金額等の計算） 183 180((類似業種比準価額))の評価会社の「1 株当たりの配当金額」、「1 株当たりの利益金額」及び「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、それぞれ次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 「1 株当たりの純資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」は、直前期末における資本金額、法人税法第 2 条((定義))第 17 号に規定する資本積立金額及び同条第 18 号に規定する利益積立金額に相当する金額（<u>法人税申告書別表五（一）「利益積立金額の計算に関する明細書」</u>の差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額）の合計額を直前期末における発行済株式数で除して計算した金額とする。

改正後	改正前
金額とする。 (注) (省略) (純資産価額) 185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、<u>課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額</u>(この場合、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。)の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における<u>発行済株式数(商法第241条第2項に規定する自己の株式(以下「自己株式」という。)を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数によるものとする。186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。)</u>で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する<u>議決権の合計数が評価会社の議決権総数の50%以下</u>である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に100分の80を乗じて計算した金額とする。	(注) (同左) (純資産価額) 185 179((取引相場のない株式の評価の原則))の「1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)」は、<u>課税時期における各資産(商法(明治32年法律第48号)第241条第2項に規定する自己の株式(以下「自己株式」という。))を除く。186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の(1)及び186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。)</u>をこの通達に定めるところにより評価した価額(この場合、評価会社が課税時期前3年以内に取得又は新築した土地及び土地の上に存する権利(以下「土地等」という。)並びに家屋及びその附属設備又は構築物(以下「家屋等」という。)の価額は、課税時期における通常取引価額に相当する金額によって評価するものとし、当該土地等又は当該家屋等に係る帳簿価額が課税時期における通常取引価額に相当すると認められる場合には、当該帳簿価額に相当する金額によって評価することができるものとする。以下同じ。)の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における<u>発行済株式数(自己株式を有する場合には、当該自己株式の数を控除した株式数によるものとする。186-3((評価会社が有する株式等の純資産価額の計算))において同じ。)</u>で除して計算した金額とする。ただし、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式及び(3)の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、株式の取得者とその同族関係者(188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)に定める同族関係者をいう。)の有する<u>株式の合計数が評価会社の発行済株式数(188-3((評価会社が自己株式を有する場合の発行済株式数))から188-5((議決権のない株式がある場合の発行済株式数等))までの定めにより発行済株式数から控除すべき株式がある場合には、当該株式の数を控除した株式数)の</u>

改正後	改正前
(注) <u>1</u> (省略) <u>2</u> 上記の「議決権の合計数」及び「議決権総数」には、188－5((種類株式がある場合の議決権総数等))の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。 (評価会社が有する株式等の純資産価額の計算) 186－3 185((純資産価額))の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうちに取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の発行会社の課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した金額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を課税時期における当該株式の発行会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。 なお、評価会社の各資産のうちに出資及び<u>転換社債型新株予約権付社債</u>(197－5((<u>転換社債型新株予約権付社債</u>の評価))の(3)のロに定めるものをいう。)のある場合についても、同様とする。 (注) (省略) (同族株主以外の株主等が取得した株式) 188 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。 (1) 同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式 この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその<u>同族関係者</u>(法人税法施行令第	50%未満である場合においては、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)に100分の80を乗じて計算した金額とする。 (注) (同左) (評価会社が有する株式等の純資産価額の計算) 186－3 185((純資産価額))の定めにより、課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、当該各資産のうちに取引相場のない株式があるときの当該株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の発行会社の課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した金額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額を課税時期における当該株式の発行会社の発行済株式数で除して計算した金額とする。 なお、評価会社の各資産のうちに出資及び<u>転換社債</u>(197－5((<u>転換社債</u>の評価))の(3)のロに定めるものをいう。)のある場合についても、同様とする。 (注) (同左) (同族株主以外の株主等が取得した株式) 188 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。 (1) 同族株主のいる会社の株主のうち、同族株主以外の株主の取得した株式 この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその<u>同族関係者</u>(法人税法施行令第

改正後	改正前
4条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。ただし、当該法人の判定については、同条第2項中「株式の総数」は「議決権の数」と、「発行済株式の総数」は「議決権総数」と、「数の株式」は「数の議決権」と読み替えるものとする。以下同じ。)の有する<u>議決権</u>の合計数がその会社の<u>議決権総数の30%以上</u>(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する<u>議決権</u>の合計数が最も多いグループの有する<u>議決権</u>の合計数が、その会社の<u>議決権総数の50%超</u>である会社にあつては、<u>50%超</u>)である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。 (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の<u>株式取得後の議決権の数</u>がその会社の<u>議決権総数の5%未満</u>であるもの(課税時期において評価会社の役員(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。)の取得した株式 この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する<u>議決権</u>の合計数がその会社の<u>議決権総数の25%以上</u>である会社を含む。)の有する<u>議決権</u>の合計数がその会社の<u>議決権総数の25%以上</u>である場合におけるその株主をいう。 (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する<u>議決権</u>の合計数が、その会社の<u>議決権総数の15%未満</u>である場合におけるその株主の取得した株式 (4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する<u>議決権</u>の合計数がその会社の<u>議決権総数の15%以上</u>である場合におけるその株主で、その者の<u>株式取得後の議決権の数</u>がその会社の<u>議決権総数の5%未満</u>であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式	4条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。)の有する株式の合計数がその会社の発行済株式数の30%(その評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する株式の合計数が最も多いグループの有する株式の合計数が、その会社の発行済株式数の<u>50%以上</u>である会社にあつては、<u>50%</u>)以上である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。 (2) 中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の<u>取得後の株式数</u>がその会社の<u>発行済株式数の5%未満</u>であるもの(課税時期において評価会社の役員(社長、理事長並びに法人税法施行令第71条第1項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。)の取得した株式 この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の1人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する<u>株式</u>の合計数がその会社の<u>発行済株式数の25%以上</u>である会社を含む。)の有する<u>株式</u>の合計数がその会社の<u>発行済株式数の25%以上</u>である場合におけるその株主をいう。 (3) 同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する<u>株式</u>の合計数が、その会社の<u>発行済株式数の15%未満</u>である場合におけるその株主の取得した株式 (4) 中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する<u>株式</u>の合計数がその会社の<u>発行済株式数の15%以上</u>である場合におけるその株主で、その者の<u>取得後の株式数</u>がその会社の<u>発行済株式数の5%未満</u>であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式

改正後	改正前
この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する<u>議決権</u>の合計数とその会社の<u>議決権総数</u>の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の<u>議決権総数</u>の10%以上の<u>議決権</u>を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。	この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する<u>株式</u>の合計数とその会社の<u>発行済株式数</u>の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の<u>発行済株式数</u>の10%以上の<u>株式</u>を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。
(評価会社が自己株式を有する場合の<u>議決権総数</u>) 188-3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が自己株式を有する場合には、<u>その自己株式に係る議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。</u> 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおける<u>議決権総数</u>も、また同様となる。	(評価会社が自己株式を有する場合の<u>発行済株式数</u>) 188-3 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が自己株式を有する場合には、<u>評価会社の発行済株式数からその自己株式の株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。</u> 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおける<u>発行済株式数</u>も、また同様とする。
(議決権を有しないこととされる株式がある場合の<u>議決権総数等</u>) 188-4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社の株主のうちに商法第241条第3項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の<u>議決権の数は0として計算した議決権の数をもって評価会社の議決権総数となることに留意する。</u> 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様となる。	(議決権を有しないこととされる株式がある場合の<u>発行済株式数等</u>) 188-4 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社の株主のうちに商法第241条第3項の規定により評価会社の株式につき議決権を有しないこととされる会社があるときは、当該会社の有する評価会社の<u>株式の数は0とし、評価会社の発行済株式数からその議決権を有しないこととされる会社の有する評価会社の株式数を控除した数をもって評価会社の発行済株式数とする。</u> 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。
(種類株式がある場合の<u>議決権総数等</u>) 188-5 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が商法第222条第1項に規定する数種の株式(以下この項において「種類株式」という。)を発行している場合における<u>議決権の数又は議決権総数の判定に当たっては、種類株式のうち株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数を含めるものとする。</u>	(議決権のない株式がある場合の<u>発行済株式数等</u>) 188-5 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までにおいて、評価会社が商法第242条第1項前段に規定する<u>議決権のない株式</u>(以下この項において「議決権のない株式」という。)を発行しているときは、評価会社の株主の有する<u>株式数から当該株主の有する議決権のない株式の数を控除した数をもって当該株主の有する株式数とし、評価会社の発行済株式数から議決権のない株式の数を控除した</u>

改正後	改正前
評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。 (投資育成会社が株主である場合の同族株主等) 188－6 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までについては、評価会社の株主のうちに投資育成会社（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に基づいて設立された中小企業投資育成株式会社をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 上記(1)及び(2)において、評価会社の<u>議決権総数</u>からその投資育成会社の有する評価会社の<u>議決権の数</u>を控除した数とその評価会社の<u>議決権総数</u>とした場合に同族株主に該当することとなる者があるときは、その同族株主に該当することとなる者以外の株主が取得した株式については、上記(1)及び(2)にかかわらず、188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものとする。 (注) 上記(3)の「<u>議決権総数</u>」及び「<u>議決権の数</u>」には、188－5（（種類株式がある場合の議決権総数等））の「株主総会の一部の事項	<u>数をもって評価会社の発行済株式数とする。ただし、当該控除を行わない場合において、評価会社の株主が取得した株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当しないときは（本項本文の定めにより、当該控除を行ったときに同族株主以外の株主等が取得した株式に該当しないものを除く。）、当該株主に係る株式については、同族株主以外の株主等が取得した株式に該当しないものとする。</u> 評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときにおいても、また同様とする。 (注) <u>評価会社の株主の同族関係者に該当するかどうかを判定するときには、議決権のない株式の数を控除して判定するが、当該控除を行わない場合において、評価会社の株主の同族関係者に該当することとなるときは、当該株主の同族関係者に該当するものとすることに留意する。</u> (投資育成会社が株主である場合の同族株主等) 188－6 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の(1)から(4)までについては、評価会社の株主のうちに投資育成会社（中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）に基づいて設立された中小企業投資育成株式会社をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 上記(1)及び(2)において、評価会社の<u>発行済株式数</u>からその投資育成会社の有する評価会社の<u>株式数</u>を控除した数とその評価会社の<u>発行済株式数</u>とした場合に同族株主に該当することとなる者があるときは、その同族株主に該当することとなる者以外の株主が取得した株式については、上記(1)及び(2)にかかわらず、188((同族株主以外の株主等が取得した株式))の「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するものとする。

改正後	改正前
<u>について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。</u> (特定の評価会社の株式) 189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。 (1) (省略) (2) 株式保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する<u>各資産</u>をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち占める株式及び出資の価額の合計額(189-3((株式保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」という。)の割合が25%以上(178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社及び小会社については、50%以上)である評価会社(次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の定めによる。 (3) 土地保有特定会社の株式 課税時期において、次のいずれかに該当する会社(次の(4)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。 イ 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の定めにより大会社に区分される会社(同項の定めにより小会社に区分される会社	(特定の評価会社の株式) 189 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の「特定の評価会社の株式」とは、評価会社の資産の保有状況、営業の状態等に応じて定めた次に掲げる評価会社の株式をいい、その株式の価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 なお、評価会社が、次の(2)又は(3)に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、課税時期前において合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、その変動が次の(2)又は(3)に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする。 (1) (同左) (2) 株式保有特定会社の株式 課税時期において評価会社の有する<u>各資産(自己株式を除く。)</u>をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額のうち占める株式及び出資の価額の合計額(189-3((株式保有特定会社の株式の評価))において「株式等の価額の合計額(相続税評価額によって計算した金額)」という。)の割合が25%以上(178((取引相場のない株式の評価上の区分))に定める中会社及び小会社については、50%以上)である評価会社(次の(3)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「株式保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-3((株式保有特定会社の株式の評価))の定めによる。 (3) 土地保有特定会社の株式 課税時期において、次のいずれかに該当する会社(次の(4)から(6)までのいずれかに該当するものを除く。以下「土地保有特定会社」という。)の株式の価額は、189-4((土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価))の定めによる。 イ 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の定めにより大会社に区分される会社(同項の定めにより小会社に区分される会社

改正後	改正前
(同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には20億円以上、卸売業以外に該当する場合には10億円以上のものに限る。)を含む。)で、その有する各資産をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合(以下「土地保有割合」という。)が70%以上である会社 ロ 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の定めにより中会社に区分される会社(同項の定めにより小会社に区分される会社(同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には7,000万円以上、小売・サービス業に該当する場合には4,000万円以上、卸売業、小売・サービス業以外に該当する場合には5,000万円以上で、上記イに該当しないものに限る。)を含む。)で、土地保有割合が90%以上である会社 (4)～(6) (省略)	(同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には20億円以上、卸売業以外に該当する場合には10億円以上のものに限る。)を含む。)で、その有する各資産(自己株式を除く。)をこの通達の定めるところにより評価した価額の合計額のうちに占める土地等の価額の合計額の割合(以下「土地保有割合」という。)が70%以上である会社 ロ 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の定めにより中会社に区分される会社(同項の定めにより小会社に区分される会社(同項に定める総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)が、評価会社の事業が卸売業に該当する場合には7,000万円以上、小売・サービス業に該当する場合には4,000万円以上、卸売業、小売・サービス業以外に該当する場合には5,000万円以上で、上記イに該当しないものに限る。)を含む。)で、土地保有割合が90%以上である会社 (4)～(6) (同左)
(比準要素数1の会社の株式の評価) 189－2 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する(この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式に係る議決権の合計数が比準要素数1の会社の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下であるときには、同項の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。)。ただし、上記の比準要素数1の会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、Lを0.25として、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式により計算した金額によって評価することができる(この場合における当該算式中の1株当たりの純資産	(比準要素数1の会社の株式の評価) 189－2 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する(この場合における1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する当該株式の合計数が比準要素数1の会社の185((純資産価額))のただし書に定める発行済株式数の50%未満であるときには、同項の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。)。ただし、上記の比準要素数1の会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、Lを0.25として、179((取引相場のない株式の評価の原則))の(2)の算式により計算した金額によって評価することができる(この場合における当該算式中の1株当たりの純資産価額(相続税

改正後	改正前
価額(相続税評価額によって計算した金額)は、本項本文かっこ書と同様とする。) なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書（納税義務者が選択した場合に限る。）の定めにより計算した金額）によって評価する。 <u>(注) 上記の「議決権の合計数」には、188-5（（種類株式がある場合の議決権総数等）の「株主総会の一部の事項について議決権を行使できない株式に係る議決権の数」を含めるものとする。189-3（（株式保有特定会社の株式の評価））及び 189-4（（土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価））においても同様とする。</u> (株式保有特定会社の株式の評価) 189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する<u>当該株式に係る議決権の合計数</u>が株式保有特定会社の 185((純資産価額))のただし書に定める<u>議決権総数の 50%以下</u>であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S₁の金額」と(2)の「S₂の金額」との合計額によって評価することができる。 なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、そ	評価額によって計算した金額)は、本項本文かっこ書と同様とする。) なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書（納税義務者が選択した場合に限る。）の定めにより計算した金額）によって評価する。 (株式保有特定会社の株式の評価) 189-3 189((特定の評価会社の株式))の(2)の「株式保有特定会社の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。この場合における当該1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、当該株式の取得者とその同族関係者の有する<u>当該株式の合計数</u>が株式保有特定会社の 185((純資産価額))のただし書に定める<u>発行済株式数の 50%未満</u>であるときには、上記により計算した1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。ただし、上記の株式保有特定会社の株式の価額は、納税義務者の選択により、次の(1)の「S₁の金額」と(2)の「S₂の金額」との合計額によって評価することができる。 なお、当該株式が 188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、そ

改正後	改正前
の株式の価額は、188－2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書（納税義務者が選択した場合に限る。）の定めにより計算した金額）によって評価する。 (1) S1の金額 S1の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から 184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び 186－2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに従って計算した金額とする。ただし、評価会社の株式が 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の要件（同項の(1)の「かっこ書の要件を除く。」）にも該当する場合には、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の大会社、中会社又は小会社の区分にかかわらず、189－2((比準要素数1の会社の株式の評価))の定め（本文の「かっこ書、ただし書の「かっこ書及びなお書を除く。」）に従って計算した金額とする。これらの場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び 185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。 イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。 $A \times \left(\frac{\frac{\text{㊸}-\text{㊹}}{B} + \frac{\text{㊺}-\text{㊻}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊼}-\text{㊽}}{D}}{5} \right) \times 0.7$ 上記算式の適用に当たっては、次による。 (イ) 上記算式中「A」、「㊸」、「㊺」、「㊼」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「㊹」、「㊻」及び「㊽」は、それぞれ次による。 「㊹」＝183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当金額」に、	の株式の価額は、188－2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額（この金額が本項本文又はただし書の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文又はただし書（納税義務者が選択した場合に限る。）の定めにより計算した金額）によって評価する。 (1) S1の金額 S1の金額は、株式保有特定会社の株式の価額を 178((取引相場のない株式の評価上の区分))の本文、179((取引相場のない株式の評価の原則))から 184((類似業種比準価額の修正))まで、185((純資産価額))の本文、186((純資産価額計算上の負債))及び 186－2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の定めに従って計算した金額とする。ただし、評価会社の株式が 189((特定の評価会社の株式))の(1)の「比準要素数1の会社の株式」の要件（同項の(1)の「かっこ書の要件を除く。」）にも該当する場合には、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の大会社、中会社又は小会社の区分にかかわらず、189－2((比準要素数1の会社の株式の評価))の定め（本文の「かっこ書、ただし書の「かっこ書及びなお書を除く。」）に従って計算した金額とする。これらの場合において、180((類似業種比準価額))に定める算式及び 185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）は、それぞれ次による。 イ 180((類似業種比準価額))に定める算式は、次の算式による。 $A \times \left(\frac{\frac{\text{㊸}-\text{㊹}}{B} + \frac{\text{㊺}-\text{㊻}}{C} \times 3 + \frac{\text{㊼}-\text{㊽}}{D}}{5} \right) \times 0.7$ 上記算式の適用に当たっては、次による。 (イ) 上記算式中「A」、「㊸」、「㊺」、「㊼」、「B」、「C」及び「D」は、180((類似業種比準価額))の定めにより、「㊹」、「㊻」及び「㊽」は、それぞれ次による。 「㊹」＝183 ((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(1)に定める評価会社の「1株当たりの配当金額」に、

改正後	改正前
直前期末以前2年間の受取配当金額(法人から受ける利益の配当及び剰余金の分配(出資に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)の合計額と直前期末以前2年間の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金額が含まれている場合には、当該受取配当金額の合計額を控除した金額)との合計額のうちに占める当該受取配当金額の合計額の割合(当該割合が1を超える場合には1を限度とする。以下「受取配当金収受割合」という。)を乗じて計算した金額 「㉔」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(2)に定める評価会社の「1株当たりの利益金額」に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額 「㉕」=次の①及び②に掲げる金額の合計額(上記算式中の「㉕」を限度とする。) ① 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(3)に定める評価会社の「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(1)に定める<u>総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)のうちに占める株式及び出資の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額</u> ② 直前期末における法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金の額が50円以外の場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。) (ロ) 上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価	直前期末以前2年間の受取配当金額(法人から受ける利益の配当及び剰余金の分配(出資に係るものに限る。))をいう。以下同じ。)の合計額と直前期末以前2年間の営業利益の金額の合計額(当該営業利益の金額に受取配当金額が含まれている場合には、当該受取配当金額の合計額を控除した金額)との合計額のうちに占める当該受取配当金額の合計額の割合(当該割合が1を超える場合には1を限度とする。以下「受取配当金収受割合」という。)を乗じて計算した金額 「㉔」=183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(2)に定める評価会社の「1株当たりの利益金額」に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額 「㉕」=次の①及び②に掲げる金額の合計額(上記算式中の「㉕」を限度とする。) ① 183((評価会社の1株当たりの配当金額等の計算))の(3)に定める評価会社の「1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)」に、178((取引相場のない株式の評価上の区分))の(1)に定める<u>総資産価額(帳簿価額によって計算した金額)から自己株式の帳簿価額を控除した金額のうちに占める株式及び出資の帳簿価額の合計額の割合を乗じて計算した金額</u> ② 直前期末における法人税法第2条((定義))第18号に規定する利益積立金額に相当する金額を直前期末における発行済株式数(1株当たりの資本金の額が50円以外の場合には、直前期末における資本金額を50円で除して計算した数によるものとする。)で除して求めた金額に受取配当金収受割合を乗じて計算した金額(利益積立金額に相当する金額が負数である場合には、0とする。) (ロ) 上記算式中の「0.7」は、178((取引相場のない株式の評価

改正後	改正前
上の区分))に定める中会社の株式を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。 (ハ) 上記算式中の◎の金額が0の場合には、分母の「5」は「3」とする。 ロ 185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、同項本文及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の「各資産」を「各資産から株式及び出資を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。 (2) (省略) (土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価) 189-4 189((特定の評価会社の株式))の(3)の「土地保有特定会社の株式」又は同項の(4)の「開業後3年未満の会社等の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該各株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、それぞれ、当該株式の取得者とその同族関係者の有する<u>当該株式に係る議決権の合計数が土地保有特定会社又は開業後3年未満の会社等の185((純資産価額))のただし書に定める議決権総数の50%以下</u>であるときは、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。 なお、当該各株式が188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額(この金額が本項本文の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文の定めにより計算した金額)によって評価する。	上の区分))に定める中会社の株式を評価する場合には「0.6」、同項に定める小会社の株式を評価する場合には「0.5」とする。 (ハ) 上記算式中の◎の金額が0の場合には、分母の「5」は「3」とする。 ロ 185((純資産価額))の本文に定める1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)は、同項本文及び186-2((評価差額に対する法人税額等に相当する金額))の「各資産」を「各資産から株式及び出資を除いた各資産」と読み替えて計算した金額とする。 (2) (同左) (土地保有特定会社の株式又は開業後3年未満の会社等の株式の評価) 189-4 189((特定の評価会社の株式))の(3)の「土地保有特定会社の株式」又は同項の(4)の「開業後3年未満の会社等の株式」の価額は、185((純資産価額))の本文の定めにより計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)によって評価する。この場合における当該各株式の1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)については、それぞれ、当該株式の取得者とその同族関係者の有する<u>当該株式の合計数が土地保有特定会社又は開業後3年未満の会社等の185((純資産価額))のただし書に定める発行済株式数の50%未満</u>であるときは、上記により計算した1株当たりの純資産価額(相続税評価額によって計算した金額)を基に同項のただし書の定めにより計算した金額とする。 なお、当該各株式が188((同族株主以外の株主等が取得した株式))に定める同族株主以外の株主等が取得した株式に該当する場合には、その株式の価額は、188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の本文の定めにより計算した金額(この金額が本項本文の定めによって評価するものとして計算した金額を超える場合には、本項本文の定めにより計算した金額)によって評価する。

改正後	改正前
(ストックオプションの評価) 193-2 その目的たる株式が上場株式又は気配相場等のある株式であり、かつ、課税時期が権利行使可能期間内にあるストックオプションの価額は、課税時期におけるその株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、ストックオプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額（その金額が負数のときは、0とする。）によって評価する。この場合の「課税時期におけるその株式の価額」は、169((上場株式の評価))から172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))まで又は174((気配相場等のある株式の評価))から177-2((登録銘柄及び店頭管理銘柄の取引価格の月平均額の特例))までの定めによって評価する。	(新設)

改正後	改正前
第2節 公 社 債 (評価単位) 197 公社債の価額は、銘柄の異なるごとに次に掲げる区分に従い、券面額 100 円当たりの価額に公社債の券面額を 100 で除した数を乗じて計算した金額によって評価する。 (1)～(3) (省略) (4) <u>転換社債型新株予約権付社債</u> (利付公社債の評価) 197－2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 証券取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている証券取引所（<u>国内の2以上の証券取引所に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの証券取引所とすることができる。以下同じ。</u>）の公表する課税時期の最終価格（日本証券業協会において<u>売買参考統計値が公表される銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期の平均値と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格又は平均値とし、その日に最終価格又は平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。次項において同じ。</u>）と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額（特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を含む。以下同じ。）を控除した金額（以下本項及び 197－5（<u>転換社債型新株予約権付社債の評価</u>）において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。）との合計額によって評価する。 (2) 日本証券業協会において<u>売買参考統計値が公表される銘柄として</u>	第2節 公 社 債 (評価単位) 197 公社債の価額は、銘柄の異なるごとに次に掲げる区分に従い、券面額 100 円当たりの価額に公社債の券面額を 100 で除した数を乗じて計算した金額によって評価する。 (1)～(3) (同左) (4) <u>転換社債</u> (利付公社債の評価) 197－2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 証券取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている証券取引所（<u>2以上の証券取引所に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの証券取引所とすることができる。以下同じ。</u>）の公表する課税時期の最終価格（日本証券業協会において<u>基準気配銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期の基準気配と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び基準気配のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は基準気配のうち、課税時期に最も近い日の最終価格又は基準気配とし、その日に最終価格又は基準気配のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。次項において同じ。</u>）と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額（特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を含む。以下同じ。）を控除した金額（以下本項及び 197－5（<u>転換社債の評価</u>）において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。）との合計額によって評価する。 (2) 日本証券業協会において<u>基準気配銘柄として選定された利付公社</u>

改正後	改正前
選定された利付公社債（証券取引所に上場されている利付公社債を除く。） その公社債について日本証券業協会から公表された課税時期の<u>平均値</u>（課税時期に<u>平均値</u>がない場合には、課税時期前の<u>平均値</u>のうち、課税時期に最も近い日の<u>平均値</u>とする。次項において同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。 (3) （省略） （割引発行の公社債の評価） 197－3 割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) （省略） (2) 日本証券業協会において<u>売買参考統計値</u>が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債（証券取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。） その公社債の課税時期の<u>平均値</u>によって評価する。 (3) （省略） （転換社債型新株予約権付社債の評価） 197－5 <u>転換社債型新株予約権付社債（平成14年3月31日以前に発行された転換社債を含め、以下「転換社債」という。）</u>の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1)～(3) （省略）	債（証券取引所に上場されている利付公社債を除く。） その公社債について日本証券業協会から公表された課税時期の<u>基準気配</u>（課税時期に<u>基準気配</u>がない場合には、課税時期前の<u>基準気配</u>のうち、課税時期に最も近い日の<u>基準気配</u>とする。次項において同じ。）と源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額との合計額によって評価する。 (3) （同左） （割引発行の公社債の評価） 197－3 割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) （同左） (2) 日本証券業協会において<u>基準気配</u>銘柄として選定された割引発行の公社債（証券取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。） その公社債の課税時期の<u>基準気配</u>によって評価する。 (3) （同左） （転換社債の評価） 197－5 <u>転換社債</u>の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1)～(3) （同左）

改正後	改正前
第6節 その他の財産 (不動産投資信託証券等の評価) 213 不動産投資法人の投資証券及び不動産投資信託の受益証券（以下「不動産投資信託証券」という。）のうち、上場されているものの価額は、1口ごとに評価するものとし、169((上場株式の評価))から172((上場株式についての最終価格の月平均額の特例))までの定めに準じて評価する。また、不動産投資信託証券に係る投資口の分割等に伴う無償交付期待権の価額は、192((新株無償交付期待権の評価))に準じて評価し、不動産投資信託証券に係る金銭分配期待権の価額（利益超過分配金の額を含む。）は、193((配当期待権の評価))に準じて評価する。 (既往通達の整理) 214 既往通達の一部を次のように整理する。 （以下省略）	第6節 その他の財産 （新設） (既往通達の整理) 213 既往通達の一部を次のように整理する。 （同 左）